

決議

研究成果の発表の自由、学問の自由を圧殺するファンド経営者による不当提訴を糾弾する

APF・昭和 HD 経営者である此下益司氏ら 3 名は、2012 年 7 月 18 日に、野中郁江教授（明治大学）が、論文「不公正ファイナンスと昭和ゴム事件」（『経済』2011 年 6 月号所収、新日本出版社）ならびに東京都労働委員会係属事案における鑑定意見書「アジア・パートナーシップ・ファンド（APF）がもたらした昭和ゴムの経営困難について」（2011 年 11 月 16 日付け）で、原告らの名誉を棄損したとして、総額 5500 万円の損害賠償請求を行った。

この提訴は、昭和ゴムを「箱企業」として利用しようとしたファンド経営者らによる、彼らの活動を会計学の立場から客観的に分析し、学術的な評価を行った研究者の学術論文に対する異常な訴訟であり、研究成果の発表の自由、ひいては学問の自由に対する重大な挑戦である。

野中教授が論文、鑑定意見書で解明した主要な事実、第一に、APF の引き受けで調達された昭和 HD の第三者割当増資の資金がきわめて短期間のうちに APF に資金流出していること、第二に、この APF への貸付に際して発行された「プロミサリー・ノート」が法的な条件をまったく備えていないこと、第三に、野中論文による批判、昭和ゴム労組による不正融資の追及を経て、APF 経営者である此下益司氏個人が、APF への貸付金の返済を行おうとしたことである。これらの事実に基づいて、APF・昭和 HD 経営者らが、昭和ゴム（現在は持ち株会社である昭和 HD）に第三者割当増資等で資金調達をさせ、それらの資金を APF グループに融資させた行為は、架空増資および不正融資の疑義があるとの評価を行っている。そして、一部のファンドによるこのような行為が企業経済の正常な発展を阻害するとの立場から、公認会計士や東京証券取引所の果たすべき役割、さらには、金融庁・証券取引等監視委員会の監督責任、規制のあり方について問題提起を行い、一部のファンドによる不当な会社支配の広がりには警鐘を鳴らしている。

科学者、専門研究者は、それぞれの研究分野の諸現象を客観的に分析し、自らの理論的立場に基づいてそれらに一定の学問的な評価を与え、その成果を研究論文として発表することによって、学術の発展に貢献する。これは、自然科学、社会科学、人文科学のいかなを問わない。上記の論文等に結実した野中教授の研究は、学術的行為そのものである。それゆえ、今回の APF・昭和 HD 経営者、此下益司氏ら 3 名による損害賠償請求は、野中教授個人に対する不当な攻撃であるばかりではなく、学術に携わるすべてのものにとって重大な脅威である。自らに不利な内容の学術論文に対して高額の賠償請求を求める法的手段に訴え、研究成果の発表を委縮させようとする風潮が横行するようになれば、真理を探究する学問の健全な発展は望めない。日本科学者会議は、野中教授に対するこの不当提訴を厳しく糾弾するとともに、すべての学術関係者に対して研究成果の発表の自由を守る立場から、この問題に対して十分な警戒心をもって対処されることを強く訴えるものである。

2012 年 10 月 21 日

日本科学者会議 48 期第 3 回常任幹事会